

2(5) 公判期日への出頭等

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

(2(5) 公判期日への出頭等)

考えられる方策

- ① 裁判所は、被害者参加人が刑訴法316条の34第1項の規定により公判期日に出席する場合において、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることを許すものとする。
 - ② 裁判所は、被害者参加人が①の方式により公判期日に出席することを許す場合において、一定の要件を満たすときは、被害者参加弁護士がビデオリンク方式により公判期日に「出席」することを許すものとする。
- * 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

【検討課題】

1 裁判官等

- 裁判官・裁判所書記官・裁判員
 - ・ 裁判官，裁判所書記官，裁判員の「列席」について，公判期日が行われる場所に所在しなければならない（ビデオリンク方式によることは許されない）ということによいか。

2 検察官・弁護士

- 検察官
 - ・ 検察官の「出席」について，公判期日が行われる場所に所在しなければならない（ビデオリンク方式によることは許されない）ということによいか。
- 弁護士
 - ・ 弁護士の「出頭」について，公判期日が行われる場所に所在しなければならない（ビデオリンク方式によることは許されない）ということによいか。
 - ・ 被告人をビデオリンク方式により公判期日に「出頭」させる場合（後記4）においては，弁護士もビデオリンク方式によりすることができる

ものとするか。

3 被害者参加人・被害者参加弁護士（①・②関係）

- 必要性・相当性
 - ・ 被害者参加人，被害者参加弁護士について，公判期日にビデオリンク方式により「出席」することができるものとする必要性，相当性はあるか。
- 要件の在り方
 - ・ 被害者参加人のビデオリンク方式による「出席」について，どのような要件を設けるか。その所在場所に関する要件を設けるか（所在場所を法廷と同一構内又は他の裁判所構内に限定するか。）。
 - ・ 被害者参加弁護士のビデオリンク方式による「出席」について，どのような要件を設けるか。その所在場所に関する要件を設けるか（被害者参加人と同一の場所に限定するか。）。
- 考えられる弊害ととり得る方策
 - ・ 被害者参加人，被害者参加弁護士がビデオリンク方式により「出席」する場合，訴訟指揮権，法廷警察権の行使等の観点から，どのような弊害が考えられるか。
 - ・ 弊害が生じないためにどのような方策がとり得るか。

4 被告人

- 必要性・相当性
 - ・ 被告人の公判期日への「出頭」について，ビデオリンク方式によることができるものとする必要性があるのは，どのような場合か。
 - ・ 出頭義務が課され，開廷要件とされている被告人の「出頭」について，ビデオリンク方式による「出頭」が許容されるか。許容されるとすると，どのような場合か。
- 要件の在り方
 - ・ どのような場合にビデオリンク方式による「出頭」ができるものとするか。
 - ・ 所在場所に関する要件を設けるか。
- 考えられる弊害ととり得る方策
 - ・ どのような弊害が考えられるか。

- ・ 弊害が生じないためにどのような方策がとり得るか。
- 被告人の意向との関係
 - ・ 被告人がビデオリンク方式によることの意向を有しない場合であっても，裁判所がこれによることを命じることができるものとするか。

5 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第二百八十二条 公判期日における取調は、公判廷で行う。

2 公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

第二百八十三条 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四条 五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）以下の罰金又は科料に当たる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。ただし、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五条 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

2 長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十一条の手續をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十六条の二 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

第二百八十八条 被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

2 裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

2 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなつたとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

3 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第三百十六條の三十四 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席するこ

とができる。

2～5（略）

第三百四十一条 被告人が陳述をせず，許可を受けないで退廷し，又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは，その陳述を聴かないで判決をすることができる。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）

第五十四条 裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日においては，公判廷は，裁判官，裁判員及び裁判所書記官が列席し，かつ，検察官が出席して開く。

2 前項の場合を除き，公判廷は，裁判官及び裁判所書記官が列席し，かつ，検察官が出席して開く。